

介護保険法優先の「補装具」「日常生活用具」について

補装具・日常生活用具の給付については、40歳未満の方は障害者総合支援法（※1）の適用となります。しかし、65歳以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病（※2）の40歳～64歳までの第二号被保険者の方については、身体障害者手帳による補装具・日常生活用具の給付の要件に該当していても、下記品目は介護保険による「福祉用具貸与」または「特定福祉用具購入」の適用となります。また、住宅改修についても介護保険制度該当の方については、介護保険による「居宅介護住宅改修」の適用となります。

なお、介護保険においては、要介護・要支援で貸与・購入対象品目が異なりますので、利用が必要な方は、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。

※2 特定疾病（介護保険で対象となる病気）16種類については、裏面参照。

1. 障害者総合支援法と介護保険法の適応表

手帳が給付要件と合っていても、下記の表の通り、介護保険制度が優先となります。

	障害者総合支援法の制度 (日常生活用具の給付)	介護保険法の制度 (福祉用具の貸与・購入)
介護保険第一号被保険者 (65歳以上)	×	○
介護保険第二号被保険者で特定疾病 に該当する者(40～64歳)※2	×	○
要介護(要支援)非該当者 (40～64歳)※3	○	×

※2 介護保険で対象となる病気（特定疾病）は16種類であり、これに該当する場合、介護保険での要介護（要支援）認定を受けた上で、介護保険制度の適用となります。

※3 介護保険第二号被保険者で特定疾病に該当しない者と生活保護等医療保険に加入していない者。

【介護保険で対象となる病気（特定疾病）16種類】

- がん末期
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- シャイ・ドレーガー症候群
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 対象品目についての対応表

障害者総合支援法における「日常生活用具」「補装具」と、介護保険法における「福祉用具貸与」及び「特定福祉用具購入」の該当品目は次のとおりです。

①「日常生活用具」→「福祉用具貸与」

日常生活用具	福祉用具貸与
特殊寝台・特殊マット	特殊寝台、特殊寝台付属品
体位変換器	体位変換器
移動用リフト（※）	移動用リフト（※）
移動・移乗支援用具（※）	手すり、スロープ（※）
特殊尿器	自動排せつ処理装置

②「日常生活用具」→「特定福祉用具購入」

日常生活用具	特定福祉用具購入
便器（※）	腰掛け便座（※）
特殊尿器	特殊尿器
入浴補助用具（※）、入浴担架	入浴補助用具（※）
移動用リフト（※）	移動用リフトのつり具の部分（※）

※設置及び取替えにあたり住宅改修を伴うものは、日常生活用具の「居宅生活動作補助用具（住宅改修）」または介護保険法の「居宅介護住宅改修」での申請となります。

③「補装具」→「福祉用具貸与」

補装具	福祉用具貸与
歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム杖、多点杖）	歩行補助つえ（同左）
歩行器	歩行器
車椅子	車椅子
電動車椅子	電動車椅子

※オーダーメイドの車椅子は補装具のみとなります。